名古屋市立大学における臨床研究奨励制度実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図るため、臨床研究を実施する教職員に対して支給する「臨床研究奨励費」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（臨床研究奨励費支給対象の臨床研究）

第２条　臨床研究奨励費支給の対象となる臨床研究は、以下の各号すべての要件を満たすこと。

（１）臨床研究法第２条第１項に規定する臨床研究であること。

（２）名古屋市立大学に所属する教職員が当該臨床研究の研究責任医師または統括管理者であること。

（３）名古屋市立大学臨床研究審査委員会（以下、「CRB」という。）において承認を得たものであること。

２　奨励対象件数は毎年度 25 件を限度とする。ただし、当該奨励制度予算範囲内において、毎年度 25 件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

（臨床研究奨励費）

第３条　臨床研究奨励費の額は、１研究につき 500,000 円とする。

２　臨床研究奨励費の支給年度は、次の区分により実施するものとする。

（１）毎年９月 30 日までに申請された場合は、申請日が属する年度における臨床研究奨励費として支給する。

（２）毎年 10 月１日以降に申請された場合は、申請日が属する年度もしくは翌年度における支給のいずれかを選択できるものとする。

（申請者）

第４条　申請者は、以下の各号すべての要件を満たす者とする。

（１）申請しようとする日において本学に所属する教職員であること。

（２）当該臨床研究の研究責任医師または統括管理者のいずれか本人であること。

（３）当該臨床研究を主導的に実施する者であること。

（申請期間）

第５条　申請期間は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

２　当該臨床研究の CRB 初回審査承認日の属する年度にのみ申請ができるものとする。

（申請および支給決定の手続）

第６条　申請者は、「臨床研究奨励費申請書（別紙様式 1）（以下、「申請書」という。）」を、NCU-NEXUS 先端医療開発連携センター（以下、「NEXUS」という。）に提出するものとする。

２　臨床研究１件につき、「申請書」１枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。

３　申請は随時受け付けるものとする。

４　NEXUS は、申請書を受け付けた場合、要件を確認した上で随時また速やかに「臨床研究奨励費通知書（別紙様式 2）（以下、「通知書」という。）」を申請者に送付する。また通知書を申請者に送付した場合は、送付順に送付番号を付番するものとする。

５　申請者が支給決定の通知書受理時点で教員以外の場合は、速やかに公立大学法人名古屋市立大学研究員規程に定める研究員志願手続きを実施し、研究員となった旨を NEXUS に連絡するものとする。

（臨床研究奨励費の執行）

第７条　臨床研究奨励費は、原則、支給対象となる臨床研究に必要な費用として執行するもの

とする。
２　臨床研究奨励費は、取得した年度の３月末まで使用可能とする。

（論文発表）
第８条　臨床研究奨励費を取得したものは、当該臨床研究終了後に当該研究に基づき臨床研究中核病院の承認要件に合致する学術雑誌へ論文の投稿を行う義務を負うものする。

（事務局）
第９条 本事業の事務局は臨床研究推進課に設置する。

（その他）
第 10 条 この要項に定めない事項は、NEXUS が別に定める。

附　　則
この要項は、令和６年１月 30 日から施行する。
附　　則
この要項は、令和７年１月 21 日から施行する。
附　　則
この要項は、令和７年 10 月６日から施行する。
附　　則
この要項は、令和７年 10 月 23 日から施行する。
附　　則
この要項は、令和８年９月 15 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。